

削除請求（送信防止措置の申出）について

「送信防止措置の申出」とは、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下、「プロバイダ責任制限法」といいます。）に基づいてなされる、法定の手続きです。送信防止措置の申出（以下「本請求手続き」）は、プロバイダ責任制限法に基づいて定められた手続きであって、ヘアログによる情報の流通によって権利を侵害されたとする場合、本請求手続きに基づき、弊社に対して当該侵害情報等の削除を請求することができます。

手続きの流れ

弊社では、自己の権利を侵害されたとする者（以下「申立人」といいます。）から本請求手続きの申立てを受けた場合、以下の手続きに則り、所定の審査の上、送信防止措置を講ずるか否かの判断を行います。

1. 弊社に対する申立て

- 次ページの「侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書」をプリントアウトし、必要事項をご記入の上、FAX（03-6417-9769）にてお送りください。

2. 弊社における審査

- 「1.」でお送り頂いた資料を、弊社において確認します。
- 申立て人の権利が不当に侵害されていると、信じるに足りる相当の理由があるとき、当該部分の削除を行います。
- 書類に不備のある場合や侵害情報等の特定が困難である場合は、申立人に対してその旨を通知し、補完を促します。

3. 情報発信者への意見照会

- 「2.」にて申立人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由の存否が明らかでない場合、以下の手続きを行います。
- 弊社が発信者の連絡先を保有している場合、弊社から情報発信者に対して、送信防止措置に講じるか否かについて意見照会を行います。
- 照会から7日以内に発信者から回答が得られない場合、弊社は意見聴取が不可能とみなし、当該部分の削除を行います。
- 照会の結果、情報発信者から削除に同意しないとする意見が得られた場合であっても、権利侵害の状況その他の事情を考慮の上、送信防止措置を講じる場合があります。

4. 送信防止措置の決定

- 弊社は、「1.」から「3.」までの手続きに基づき、送信防止措置を講じるか否かの決定を行います。
- 弊社は、送信防止措置を行うと決定した場合、当該部分の削除を行います。
- 弊社は、送信防止措置を行わないと決定した場合、当該部分の削除は行いません。

年 月 日

ヘアログ（株式会社ノーマリズム）御中

（※ FAX 送付先：03-6417-9769）

所在地

氏名

印

連絡先

メール

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

貴社が管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により、私の権利が侵害されましたので、貴社に対し当該情報の送信を防止する処置を講じるよう依頼します。

記

[1] 掲載されている場所

例)URL 等

[2] 掲載されている情報

例)サイト上に、実名を記載した書き込みがあり、誹謗中傷されている。

[3] 侵害されたとする権利

例) 名誉毀損（誹謗中傷された）、プライバシーの侵害（電話番号や顔写真を勝手に掲載された）、著作権侵害（著作物を勝手に掲載された）

[4] 権利が侵害されたとする理由

例) 他人が勝手に私の個人情報を掲載し誹謗中傷したため精神的苦痛を受けた

[1]～[4]は事実に相違なく、貴社から発信者にそのまま通知されることに同意します。

依頼者氏名

印

発信者へ氏名を開示することを希望される場合はチェックを入れて下さい。